

檜原村廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に伴い、計画を事前に公開することにより事業者と関係住民等との間における紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物処理施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第3号に規定するその事業の用に供する施設のうち積替え又は保管のための施設

イ 法第7条第10項第3号に規定するその事業の用に供する施設

ウ 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設

エ 法第14条第5項第1号に規定するその事業の用に供する施設のうち積替え又は保管のための施設

オ 法第14条の4第5項第1号に規定するその事業の用に供する施設のうち積替え又は保管のための施設

カ 法第14条の4第10項第1号に規定するその事業の用に供する施設

キ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び規則で定める産業廃棄物処理施設

(2) 廃棄物処理施設の設置等 廃棄物処理施設を新たに設置し、又は廃棄物処理施設の変更（法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係るものに限る。）をすることをいう。

(3) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第7条第1項の規定により村長が定める地域をいう。

(4) 関係住民等 廃棄物処理施設の設置等により生活環境に影響を受けるおそれがある者、その他利害関係を有する者をいう。

(5) 事業者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。

(6) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴って生ずるおそれのある環境の影響に関して関係住民等と事業者との間で生ずる争いをいう。

(村の責務)

第3条 村は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(関係住民等の責務)

第4条 関係住民等は、廃棄物処理施設の設置等により廃棄物が適正に処理されることが社会的要請であることを十分認識し、事業者との意見の調整が円滑に行われるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、紛争の予防及び調整に関し、村の政策に協力するとともに、関係地域の環境の保全に十分配慮し、関係住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理施設設置等事業計画書(以下「事業計画書」という。)を村長に提出しなければならない。ただし、村の許可を要する廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書については村長に当該許可申請書を提出する90日前までに、東京都の許可を要する廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画書については東京都知事に事前計画書を提出する90日前までに、提出するものとする。

(関係地域の設定)

第7条 村長は、事業計画書の提出があったときは、関係地域を設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会の意見を聴くことができる。

2 村長は、関係地域を設定したときは、速やかに、事業者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第8条 村長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書の写しを当該告示の日から30日間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、前条に規定する縦覧期間が満了したときは、関係地域内において、速やかに、説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の村内において開催することができる。

2 事業者は、関係住民等に説明会の日時、場所その他規則で定める事項をあらかじめ周知しなければならない。

3 事業者は、説明会を開催するときは、当該説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所、関係住民等への周知方法その他規則で定める事項を、村長に届け出なければならない。

4 事業者は、説明会が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、説明会の概要を記載した書面(以下「説明概要書」という。)を村長に提出しなければならない。

5 事業者は、説明会において関係住民等に対し、事業計画を具体的に説明するよう努めるとともに、次条第1項の意見書を提出することができる旨を告知しなければならない。

(意見書の提出)

第10条 事業計画書又は説明概要書について、関係地域の環境の保全上の見地から意見を有する関係住民等は、前条第1項の説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日までに、規則で定めるところにより、村長に意見書を提出することができる。

2 村長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、当該意見書の写し又は意見の要旨を記載した書面（以下「意見書等」という。）を事業者に送付しなければならない。

(見解書の提出等)

第11条 事業者は、前条第2項の規定による意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、その旨を告示するとともに、意見書等及び見解書の写しを併せて当該告示の日から14日間縦覧に供しなければならない。

(意見調整会の開催)

第12条 事業者は、前条第2項に規定する縦覧期間が満了したときは、関係住民等に対し、合意を得るための意見調整会を開催することができる。

2 事業者は、意見調整会を開催するときは、関係住民等に当該意見調整会の日時、場所その他規則で定める事項をあらかじめ周知しなければならない。

3 事業者は、意見調整会を開催するときは、当該意見調整会を開催する日の14日前までに、その日時、場所、関係住民等への周知方法その他規則で定める事項を、村長に届け出なければならない。

4 事業者は、意見調整会が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、意見調整会において関係住民等が提示した意見等の要旨、それらに対する見解その他必要な事項を記載した書面を、村長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第13条 村長は、意見書等及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から、事業者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 村長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会の意見を聴くものとする。

(協定の締結)

第14条 関係住民等及び事業者は、廃棄物処理施設の設置等に関し合意に達したときは、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協定の内容について助言を行うこ

とができる。

(事業計画書記載事項の変更)

第15条 事業者は、事業計画書についてその記載事項の内容の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、村長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、第6条、第9条、第11条第1項、第12条及び第14条第1項の規定の例により必要な手続を行うものとする。ただし、規則で定める軽微な変更は除く。

(事業計画の廃止)

第16条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を告示しなければならない。

(あっせん)

第17条 事業者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、村長にあっせんの申請をすることができる。

2 村長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他紛争の性質上村長があっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 村長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を事業者及び関係住民等に通知するものとする。

4 村長は、あっせんのため必要があると認めるときは、事業者及び関係住民等に対し、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 村長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、村長は、必要に応じて檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第18条 村長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

2 村長は、前項の規定によりあっせんに打ち切ったときは、その旨を事業者及び関係住民等に通知するものとする。

(勧告及び公表)

第19条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 事業計画書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書の提出をしたとき。

(2) 説明会を正当な理由がなく開催しないとき。

(3) 見解書を正当な理由がなく提出しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表の相手方について、意見を述べる機会を付与しなければならない。

(審査会の設置)

第20条 第7条第1項、第13条第2項及び第17条第5項の規定により村長が意見を求めた事項について、調査審議するため、檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の委員は、優れた識見を有する者の中から村長が委嘱する。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会は、関係住民等及び事業者から意見の聴取及び必要な資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。